

令和8年7月3日

機構発注工事に関するヒアリング（土木工事）

当機構では、下記1の土木工事を予定しており、発注に係る技術的な確実性を高めるため、下記のとおり建設事業者の方を対象としたヒアリングを実施します。

つきましては、下記事項をご確認のうえ、ご意見くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、下記4の窓口までお問合せください。

記

1 ヒアリング対象とする工事

番号	工事名称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要	金額規模
4	中野四丁目 新北口駅前 地区旧区役 所基盤整備 その他工事	土木	東京都 中野区	約24か月	一般競争 入札方式	第4四半期	整地工：約0.7ha 建物除却工： SRC造地下2階地上9階建1 棟（高層棟及び議会棟） ※地上部：除却 地下部：流動化処理土埋戻し 防災施設工：一式	30億円 以上

※（当機構 HP>入札・契約情報>入札・契約情報【東日本都市再生本部】>令和8年度工事発注見通し

https://www.ur-net.go.jp/orders/toshin/pdf/order_43650_1.pdf

※位置図・配置図・除却対象建物概要（別添1）

2 ヒアリング内容

上記工事に係る工程計画、仮設計画、業界動向（受注環境、労務状況等）、工事単価（資材・労務）等について。

※別途ヒアリング項目をお渡しいたします。

3 受付方法とヒアリングの方法等

- (1) UR 都市機構東日本都市再生本部内会議室 対面により実施予定。
- (2) 事前に電話にてご連絡ください。

受付期間：令和8年7月6日から令和8年7月17日の平日
10:00～17:00（ただし、12:00～13:00を除く）

(3) ヒアリング実施期間

令和8年7月27日から令和8年8月7日の平日（予定）

10:00～17:00（ただし、12:00～13:00を除く）

ヒアリングに要する時間は、1時間程度を予定しています。

(4) ヒアリング対象となる者

当機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格において、「土木工事」の認定を受けている者であること。

(5) 参考図をお渡しするため、ヒアリング実施日に秘密保持に関する確約書（別添2）の提出をお願いします。

※事前に上記確約書を提出いただければヒアリングに先立ち参考図を提供します。

4 お問合せ窓口

東日本都市再生本部 技術監理部 企画第4課 TEL：03-5200-8653

5 東日本都市再生本部（新宿アイランドタワー）ご案内

当機構 HP>本部・支社等一覧>東日本都市再生本部>事務所所在地

（東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー15階）

<https://www.ur-net.go.jp/toshisaisei/office/index.html>

以 上

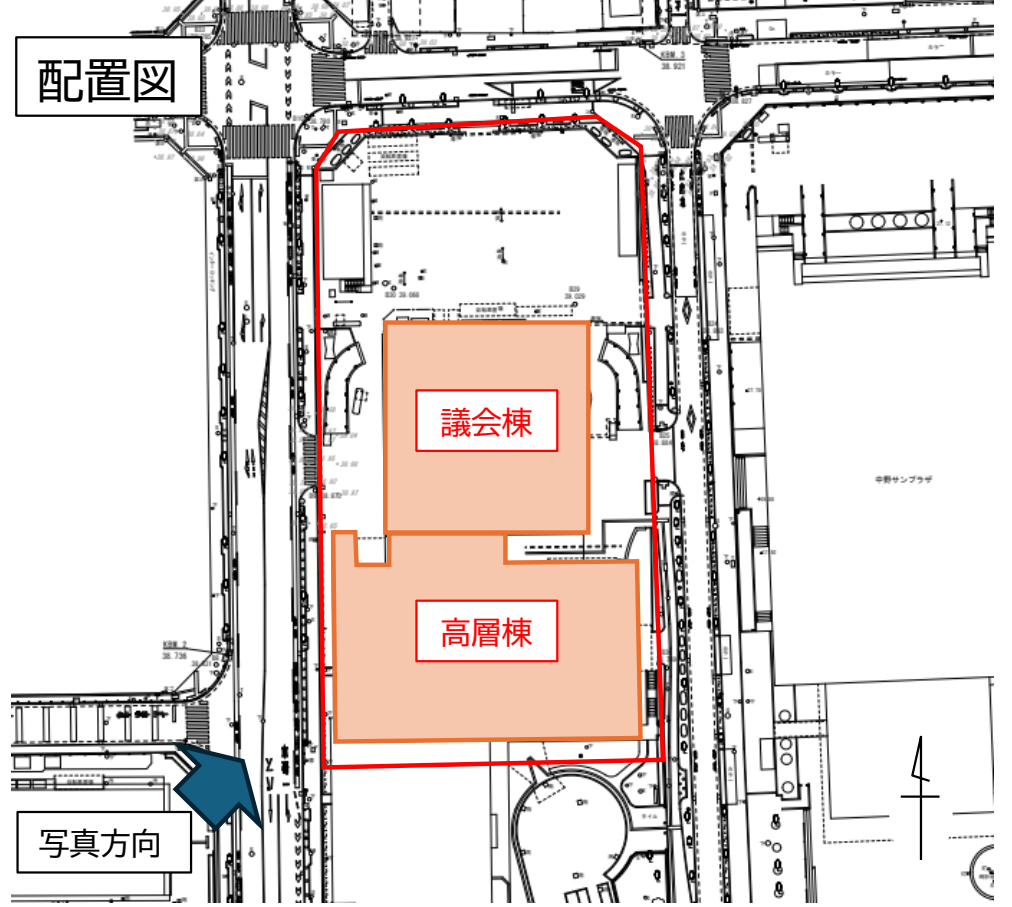
○位置図・配置図・除却対象建物概要 (中野四丁目新北口駅前地区旧区役所基盤整備その他工事)



除却対象建物概要

	構造	規模	建築年	延床面積
高層棟	SRC造	地上9階 地下2階	昭和43年 (~地上7階)	約15,000㎡
議会棟		地上5階 地下2階	昭和57年 (地上8・9階)	約7,800㎡

※地上部:除却 地下部:流動化処理土埋戻し



独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印

秘密保持に関する確約書

当社は、貴機構発注予定の「中野四丁目新北口駅前地区旧区役所基盤整備その他工事」に関するヒアリングの実施（以下「本件ヒアリング」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第1条 この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件ヒアリングに関し貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わない全ての情報（貴機構から開示される情報を複製又は複製したものを含む。）をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
- 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
- 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件ヒアリングを行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第2条 当社は、秘密情報を本件ヒアリング以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件ヒアリングに必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和9年3月31日までとします。

ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- 一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件ヒアリングを中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。
- 5 前項の場合、当社は秘密情報を本件ヒアリングを含むあらゆる目的で利用しません。
- 6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) — — fax) — —

※ 本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書(提出日の3か月以内発行)もしくは届出書類の写しを添付すること。